

妊婦のための

支援給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

1回目：妊婦認定時に**5万円**

2回目（生後2か月頃）：妊娠している子どもの数×**5万円**

対象者

申請日において、奄美市に住民登録のある**妊産婦**
他の市町村で、妊婦支援給付金を受けていない方

申請期限

残念ながら妊娠を継続されなかった方(流産・死産等)も
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

申請先・相談窓口

(名瀬) 健康増進課：0997-52-1111

(住用) 市民福祉課：0997-69-2111

(笠利) いきいき健康課：0997-63-2299

奄美市の子育て世代包括支援センターでは
悩みや不安などもお話をいただけます。
深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで
孤独を感じている気持ちなど
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。